インドネシアにおけるアチェ和平のプロセス―アチェ統治法を中心に

遠藤　聡

【目次】

Ⅰ　アチェ問題
　1　アチェ紛争
　2　アチェ州特別自治法の制定
Ⅱ　ヘルシンキ和平合意
　1　ヘルシンキ和平交渉
　2　ヘルシンキ和平合意の概要
Ⅲ　アチェ統治法
　1　アチェ統治法制定の経緯
　2　アチェ統治法の概要
Ⅳ　アチェ自治政府
　1　アチェ州首長選挙
　2　今後の課題

2006年12月11日、インドネシアのスマトラ島北西部に位置するナングロ・アチェ・ダルサラム（Nanggroe Aceh Darussalam）[注1]州（以下「アチェ州」とする。）において、アチェ統治法に基づきアチェ州首長選挙が実施された。注目された州知事には、「自由アチェ運動」[注2]（Gerakan Aceh Merdeka＝Free Aceh Movement 以下GAMとする。）幹部のイルワンディ・ユスフ（Irwandi Yusuf）が当選を果たし、2007年2月8日、同職に就任した。GAMは、インドネシアからの分離独立を目的として1976年に結成され、長らく中央政府・国軍と武力抗争を続けてきた組織である。

2002年1月にアチェ州特別自治法が施行され、「特別州」としての自治が保障された後も、アチェ州では紛争が継続していた。しかし、2004年12月のスマトラ島沖地震・津波がアチェ州に甚大な被害をもたらし、国際社会による復興支援活動を促進させるために和平への機運が生じた。2005年1月から両者の間で協議が開始され、同年8月、フィンランドのヘルシンキで、中央政府とGAMとの間で和平合意が調印された。2006年7月、ヘルシンキ和平合意に基づきアチェ統治法が制定され、同年12月、同法に基づき首長選挙が実施されるに至った。

本稿では、ヘルシンキ和平合意の内容およびアチェ統治法の内容について、アチェ問題における今後の課題に言及しつつ解説する。なお、法令等の訳は、英文テキストによる。

Ⅰ　アチェ問題

1　アチェ紛争

オランダ領東インドの広大な領域[注3]を継承する形で成立したインドネシアは、「多様性の中の統一」を国是とし、憲法の前文にも記される建国5原則「パンチャシラ」（pancasila）[注4]による「単一制国家」を標榜してきた。

1945年8月に「単一制国家」として独立を宣言したインドネシア共和国は、その後、オランダとの独立戦争を経て、1949年12月のハーグ協定によって、16の共和国（インドネシア共和国を含む）からなるインドネシア連邦共和国として独立を承認された。しかし、インドネシア共和国が他の15の連邦構成国を併合し、1950年8月に「単一制国家」としてのインドネシア共和国が再成立した（西イリアン＝イリアン・ジャヤの併合は1969年8月、東ティモールの併合は1976年7月）。

1998年5月のスハルト（Soeharto）大統領退陣後の「レフォルマシ」（reformasi＝改革）の時代に、東ティモールにおいて、1999年8月の住民投票の結果、2002年5月に独立が達成され

たことから、アチェ州やイリアン・ジャヤ州（現在のパプア州）における分離独立運動への対応が、インドネシア政府にとって大きな課題となっていた。

この３つの分離独立運動には、次のような違いがある。東ティモールの分離独立運動には、「植民地」としての共通の経験がないこと（インドネシアはオランダ領、東ティモールはポルトガル領）、1976年に旧ポルトガル領からインドネシアに武力併合されたことが根幹にあった。パプアの分離独立運動には、民族的差異（インドネシア人の多くはマレー系であるのに対し、パプア人の多くはメラネシア系である）が根幹にある。

これに対し、アチェの分離独立運動には、「イスラム国家」としての独立を主張していることが根幹にある。インドネシアは、人口の約90％がイスラム教徒ではあるが、「単一制国家」を維持するためにイスラム教を「国教」とはしない世俗国家である必要性がある。このことは、イスラム信仰の強い地域であるアチェ州住民の不満を増大させてきた。また、19世紀後半においてオランダの植民地支配に最後まで抵抗したアチェ王国の歴史は今日にも引き継がれている。1945年からのオランダとの独立戦争の際にインドネシア共和国臨時政府がアチェに一時的に拠点を置いたことからも、アチェが外国の支配からの「独立」には積極的な役割を果たしてきたことが伺われる。さらに、インドネシアで1948年から1965年まで続いたイスラム国家の樹立を目指すダルル・イスラム（Darul Islam＝イスラムの家）運動にアチェが加わったことも看過できない[注５]。

1950年のインドネシア共和国の再成立後、アチェ州に対しては、1959年に首相決定（1959年第１号）により、教育、宗教および伝統文化の領域において特別な自治が認められる「特別州」としての地位が与えられたものの、その「自治権」は有名無実化された。1970年代から石油・天然ガス採掘の利権をめぐって独立運動が高揚し、1976年にアチェの分離独立を目指す武装組織GAMが結成された。スハルト政権は、1989年にアチェ州を「軍事作戦地域」（Daerah Operasi Militer 以下DOMとする。）に指定し、以降、国軍とGAMとの紛争が継続された。

1998年５月のスハルト退陣後のハビビ（Bacharuddin Jusuf Habibi）政権下で、同年８月、アチェ州のDOM指定は解除された。その後の民主化や地方分権化へのプロセスの中で、アチェ州特別自治法の制定作業が進み、2001年７月、ワヒド（Adburrahman Wahid）大統領の罷免、メガワティ（Megawati Setiawati Sukarnoptri）副大統領の大統領就任後の同年８月、アチェ州特別自治法が制定され、2002年１月、同法が施行された。

ところが、メガワティ大統領は、2003年６月、アチェ州への外国人、NGO、ジャーナリストの入域を規制し（2003年大統領令第43号[注６]）、同年８月、アチェ州に対する軍事非常事態宣言（2003年大統領令第28号[注７]）を布告し、国軍によるGAM掃討を目的とする軍事作戦を発動した。同宣言は、2004年５月に解除され、民間非常事態に移行されるものの（2004年大統領令第43号[注８]）、国軍とGAMとの武力抗争は継続された。

2004年７月、初の大統領直接選挙が実施され[注９]、同年９月、ユドヨノ（Susilo Bambang Yudhoyono）政権が誕生した。同年12月、スマトラ島沖地震が発生し、その後、2005年５月に、アチェ州に対する民間非常事態は解除された（2005年大統領決定第38号[注10]）。

２　アチェ州特別自治法の制定

スハルト体制崩壊後、「レフォルマシ」の時代である1999年５月、地方自治関連２法、すなわち「中央政府と地方政府の間の分権に関する法

律」(1999年法律第22号。以下「地方行政法」という。[注11])および「中央政府と地方政府の間の財政均衡法」(1999年法律第25号。以下「財政均衡法」という。[注12])が制定された。これら2法は、2004年10月に、「地方行政法」(2004年法律第32号[注13])および「財政均衡法」(2004年法律第33号[注14])に、それぞれ改正された。

「地方行政法」(2004年法律第32号)では、地方首長の公選制が導入される一方で、「財政均衡法」(2004年法律第33号)では、地方の予算や財政に対する上位政府の監督機能が強化された[注15]。すなわち、これら2法により地方分権化の象徴として首長公選制が導入される一方で、財政面については、実質的に集権的性格が強化されることになった。

このように、地方分権化の進展とともに、再集権化への動向もみられる過程で、アチェ州とイリアン・ジャヤ州を対象とする「特別自治法」が制定された。すなわち、2001年8月、前述した「ナングロ・アチェ・ダルサラム州特別自治法」(2001年法律第18号。以下「アチェ州特別自治法」という。[注16])が制定され、同年11月、「パプア州特別自治法」(2001年法律第21号[注17])が制定された。

こうして、アチェ州に次のような自治が認められた[注18]。

第1に、正副州知事、正副県知事および正副市長の選出が住民の直接選挙で行われることとなった。2004年10月の地方行政法の改正までは、他の地方では地方議会での選出によるとされていた。

第2に、地方歳入として、アチェ州で産出された天然資源の税収のうち、アチェ州に対する配分が、石油が55%、天然ガスが40%とされた。他の地方では、それぞれ15%、30%であった。

第3に、イスラム教徒に対するイスラム法廷の設置が認められた。

アチェ州特別自治法は、2002年1月に施行された。しかし、このように中央政府がアチェ州に認めたのは「特別州」(special province)としての「特別自治」(special autonomy)であったのに対し、GAMの要求は、分離独立あるいは連邦制への移行を視野に入れた「自治政府」(self-government)の樹立であった。そのため、アチェ州特別自治法の制定後も、中央政府・国軍とGAMとの間の停戦は実現しなかった。

II　ヘルシンキ和平合意

1　ヘルシンキ和平交渉

2004年12月26日に発生したスマトラ島沖地震と津波は、アチェ州に甚大な被害をもたらした[注19]。国際社会の復興支援活動を促進させるために、インドネシア政府とスウェーデン亡命中のGAM指導部との間で非公式な停戦合意がなされ、フィンランドのNGOクライシス・マネジメント・イニシアティブ(Crisis Management Initiatives以下CMIとする。)代表マルティ・アハティサーリ(Martti Ahtisaari)(前フィンランド大統領)の仲介で、ヘルシンキにおいて両者の和平交渉が行われることになった[注20]。

第1回ヘルシンキ非公式会合は2005年1月27日から29日まで行われ、中央政府の主張するアチェ州の特別自治(special autonomy)を前提として、長期的な社会経済開発および復興、治安計画、武装解除および再編成、恩赦、民間非常事態宣言の解除、選挙ならびに裁判および人権に対する保障および監視について協議された[注21]。

第2回非公式会合は2月21日から23日まで行われ、GAMの主張する自治政府(self-government)について協議され、その後の行程表についても議論された[注22]。

第3回会談は4月12日から16日まで行われ、以下の項目について協議していくことで、両者が合意した。①永久的・包括的な解決、②アチェの地方行政組織の構成、③地方選挙への参加形

式、④恩赦の詳細、⑤中央政府とアチェの間の歳入の徴収および配分、⑥監視機関、⑦交渉過程における停戦の努力[注23]。

5月26日から31日まで行われた第4回会談において、自治政府、政治参加、経済的配分、恩赦および社会復帰、人権および司法、治安の回復ならびに監視についてのアジェンダを作成すること、監視機関の設置に関して、CMIが欧州理事会事務局や欧州委員会の専門家から意見を収集することが、両者により合意された[注24]。

こうして、7月12日から17日まで行われた第5回会談において、以下の内容からなる和平合意草案が作成され、8月15日に調印されることになった。①アチェの統治（アチェ統治法、政治参加、経済、法の支配）、②人権、③恩赦および社会復帰、④治安の回復、⑤アチェ監視団の設置、⑥意見対立の解決方法[注25]。

この間、インドネシア政府は、EUおよびASEAN諸国にアチェ監視団への要員派遣を要請した。

2　ヘルシンキ和平合意の概要

2005年8月15日に調印された「インドネシア共和国とアチェ自由運動との間における合意に関する覚書」（Memorandum of Understanding＝MoU以下「和平合意」という。[注26]）の概要は以下のとおりである。なお、和平合意では、「アチェ州」ではなく「アチェ」と記されている。

⑴　アチェの統治（第1条）

①　アチェ統治法（同条第1項）

・アチェの統治に関する新たな法律を、可能な限り早期に、遅くとも2006年3月31日までに公布し、施行する。

・外交、対外的防衛（external defense）、国家安全保障（national security）、金融及び財政、正義及び信教の自由並びに憲法上インドネシア政府の政策に属する領域以外において、アチェは、管理するすべての公共セクターにおける一般行政と司法の権限を行使する。

②　政治参加（同条第2項）

・可能な限り早期に、又は和平合意調印後1年以内に、インドネシア政府は、国の基準に適合する、アチェを基盤とする地方政党の設立について同意し、推進する。

・和平合意の調印によって、アチェの市民は、2006年4月以降に実施されるアチェの選挙において、選挙されるすべての役職の候補を指名する権利を有する。

・2006年4月に実施するアチェ行政の首長及びその他の選挙される役職の選挙並びに2009年に実施するアチェ議会議員選挙のため、自由で公正な地方選挙を準備する。

③　経済（同条第3項）

・アチェの領土及び領海において、現在及び将来にわたって炭化水素資源その他の資源から生じる歳入の70％を、アチェが獲得する。

④　法の支配（同条第4項）

・立法、行政及び司法の間の分立が妥当なものとして認められる。

・インドネシア共和国の司法制度の中で、アチェにおいて、控訴裁判所を含む独立した公平な裁判制度を設立する。

⑵　人権（第2条）

・人権裁判所をアチェに設置する。

・和解の手続を立案し、決定するために、インドネシア真実・和解委員会（Indonesian Commission Truth and Reconciliation）は、アチェに真実･和解委員会（A Commission Truth and Rrconciliation）を設置する。

⑶　恩赦および社会復帰（第３条）

①　恩赦（同条第１項）

・インドネシア政府は、憲法の手続に従い、GAM の活動に参加したすべての者に対する大赦を、可能な限り早期に、遅くとも和平合意調印後15日以内に実施する。

・政治犯及び紛争のため拘禁されている者は、可能な限り早期に、遅くとも和平合意調印後15日以内に釈放される。

②　社会復帰（同条第２項）

・大赦を受け、又は釈放されたすべての者は、アチェ及び国レベルの政治過程に自由に参加する権利とともに、すべての政治的、経済的及び社会的な権利を有する。

・紛争期間中に、インドネシア共和国の市民権を失った者は、市民権を再取得する権利を有する。

・インドネシア政府は、元戦闘員の社会復帰並びに政治犯及び被災市民の補償を目的として、アチェ当局に対して、相応する農地及び基金を交付する。アチェ当局は、この農地及び基金を、非戦闘員、政治犯及び被災市民に対し、農地若しくは雇用を提供し、又は労働することが不可能な場合は適切な社会保障費として用いる。

・GAM 戦闘員は、差別を受けることなく、かつ国家基準に従い、中央の統制内にある（organic）警察及び軍において雇用を求める権利を有する。

⑷　治安の回復（第４条）

・和平合意の調印と同時に、両者の間の暴力行為を終結させる。

・GAM は、3,000人のすべての武装勢力を復員させる。

・GAM は、すべての武装を解除する。

・GAM の武装解除は、2005年９月15日に開始され、４段階を経て、2005年12月31日までに完了する。

・インドネシア政府は、アチェから、中央の統制外にある（non-organic）軍及び警察のすべての人員を撤退させる。

・中央の統制外にある軍及び警察の移動は、2005年９月15日に開始され、アチェ監視団の監視の下で、GAM の武装解除と並行して実施され、４段階を経て、2005年12月31日までに完了する。

・移動後、アチェには、中央の統制内にある軍兵士14,700人及び警察官9,100人が駐留する。

⑸　アチェ監視団の設置（第５条）

・アチェ監視団が、EU 及び ASEAN 構成国によって設置され、和平合意において中央政府と GAM が負う責任の履行を監視する。

・アチェ監視団の職務は、以下のとおりとする。

ａ）GAM の復員及びその武器の廃棄を監視する。

ｂ）中央の統制外にある軍及び警察の移動を監視する。

ｃ）活動中の GAM メンバーの復帰を監視する。

ｄ）人権状況を監視し、支援する。

ｅ）法律改正のプロセスを監視する。

ｆ）異論の出た恩赦の事案について裁定する。

ｇ）和平合意に対する不平及び違反について調査し、裁定する。

ｈ）中央政府と GAM の連絡及び協力関係を構築し、維持する。

⑹　意見対立の解決（第６条）

・和平合意の履行において意見の対立が生じ

た場合、アチェ監視団の長が、中央政府とGAMとの対話を通じて解決する。
・アチェ監視団は、中央政府とGAMに強制力をもつ規則を作成する。

和平合意が調印されたことで、アチェ紛争の終結、GAMのアチェ「独立」要求の取り下げ、アチェ州に対する広範な自治の供与、GAMの地方政党設立の権利が確約された。

Ⅲ　アチェ統治法

1　アチェ統治法制定の経緯

和平合意調印から1か月後の2005年9月15日に、EU、ノルウェー、スイス、ASEAN構成国（ブルネイ、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国）により、アチェ監視団（Aceh Monitoring Mission以下AMMとする。）が設置された[注27]。AMMは、EUが主導的役割を果たす非軍事組織であり、和平合意の実施を支援することを任務とした。

GAMの武装解除と中央の統制外にある国軍・警察の撤退は、AMMの監視の下、9月15日から17日までの第1段階、10月14日から24日までの第2段階を経て、11月22日に第3段階が完了し、12月21日に最終の第4段階が完了した。恩赦と釈放については、8月30日に布告された大統領令（2005年大統領令第11号）により、9月10日までに、GAM関係者1,424人が釈放された[注28]。

このように、和平合意で規定された停戦と恩赦の実施が順調に進展する中で、アチェ州の「自治」を法的に保障するアチェ統治法の制定作業が行われた。「自治」の解釈については、中央政府とGAMの間で意見対立はあったが、2005年9月中旬から開始された法案起草作業は、中央政府とアチェ州政府との間で行われ、起草作業からGAMは排除されることになった[注29]。

こうして中央政府とアチェ州政府で、それぞれにおいて起草作業が行われたが、「自治政府」（self-government）の権限をめぐる以下のような解釈の相違が生じた[注30]。

①　アチェ政府草案
・中央政府の権限に属する領域を除き、アチェは、すべての公共セクターにおける権限をもつ。
・中央政府の権限に属する領域とは、外交政策、対外的防衛（external defense）、国家安全保障（national security）、金融及び財政政策並びに司法、である。
・この中央政府の権限は、法律及び規則に従い、アチェ政府又は県政府に対して、一部又はすべてが行使される。

②　中央政府草案
・中央政府の権限である統治問題を除き、アチェ及びアチェの県は、すべての公共セクターにおける自らの統治問題に対して管理し、処理する権限をもつ。
・中央政府の権限である統治問題とは、外交政策、国防（defense）、治安（security）、司法、金融及び国家財政問題、宗教に関する係争、である。
・中央政府の権限が行使される統治問題には、法律によって中央政府の権限の下にあると明示されたその他の統治問題が加えられる。

このように中央政府の権限に属する問題が、アチェ政府案では、「対外的防衛」と「国家安全保障」とされているのに対して、中央政府案では、アチェへの関与を示唆する「国防」と「治安」とされていた。すなわち、アチェ政府案は、「自治政府」を前提としているのに対して、中央政府案は、その権限の縮小を図り、中央政府が介入する余地を残そうとする意図があったと思われる。

「自治政府」に関する意見対立のほかに、以

下に挙げるように、選挙の際の無所属候補の承認の問題、経済問題、人権問題などについての相違も生じた。[注31]

① アチェ政府草案
- アチェにおける選挙に、無所属候補の立候補を認める。
- 歳入に、税及び天然資源からの税収を加える。
- すべてのレベルの政府（中央政府及び地方政府を指す）は、国際条約で規定される人権基準を支持する義務を負う。

② 中央政府草案
- アチェにおける選挙には、政党又は政党連合の立候補のみが認められる。
- インドネシアの地方自治法（前述の財政均衡法を指す）の下で、州及び県に対して交付される標準一般配分金の５％に当たる特別配分金を交付する。
- インドネシアの法律により承認された国際条約基準のみを支持することを要求する。

このような相違点があったことに加え、起草作業にGAMが参加していないことや、法律制定作業の遅れなどの事情があったものの（和平合意では2006年３月31日まで）、アチェ統治法は、2006年７月11日にインドネシア国会で採択された。

しかし、同法が制定されたのと同じ７月11日、アチェ州の一部の地域で、同法制定に反対するアチェ住民投票情報センター（Sentral Informasi Referendum Aceh＝Aceh Referendum Information Center 以下 SIRA とする。）などのNGOが主導するゼネストが発生した。反対の理由は、同法が和平合意の基準を満たしていないということであり、とくに、地方評議会（第８条）、中央政府と地方政府のそれぞれの権限（第11条）などの規定が問題とされた。[注32]

GAMは、同法に対する拒絶の意思を表明し、同法の早期改正を要求した。その後、８月２日、GAM幹部のイルワンディ・ユスフ（現州知事）は、同法のいくつかの条文が和平合意に従っていないとし、以下のような理由から、同法の早期改正の必要性を訴えた。[注33]

① 和平合意に基づき中央政府のアチェに関係するすべての政策に必要とされるアチェ政府とアチェ議会とによる「承認」が、「協議」に変更されたこと。

② 中央政府とアチェ政府との間の権限について規定した第11条で、中央政府のアチェに対する直接的干渉を認めていること。

③ インドネシア国軍は国防を目的とし、駐留数14,500人（原文のママ）とする和平合意の規定が条文化されていないこと。また、国軍に対して、津波被害の復興活動などの別の役割が与えられていること。

④ アチェの国際社会へのアクセスや国軍に対する一般の裁判所の設置に関して触れていないこと。

また、８月15日の和平合意調印１周年式典を前にして、GAM前外相（自称）のザイニ・アブドゥラ（Zaini Adbullah）は、アチェ和平を歓迎しながらも、同法のいくつかの条文が和平合意に違反していると述べ、GAMの交渉役であったテンク・カマルザマン（Tengku Kamaruzzaman）は、同法における外国直接投資の誘致や天然資源管理に関する条文などを批判し、GAM武装勢力の前指揮官ムザキル・マナフ（Muzakkir Manaf）は、前GAM武装勢力の３万人が政府からの補償を待っている現状を訴えた。[注34]

2　アチェ統治法の概要

2006年７月11日、インドネシア国会で「アチェ統治法」（2006年法律第11号；Law on Governing of Aceh）[注35]が制定され、同年８月１日に施行

された。同法は、40章273か条からなる[注36]。同法においても、アチェの表記は「アチェ州」ではなく「アチェ」とされている。インドネシアの地方行政区では、第1級行政区である州（provinsi＝province）の下に、第2級行政区である県（kabupaten＝district）および市（kota＝city）が置かれているが、アチェ州には、17県と4市がある。

以下では、⑴自治政府、⑵首長選挙実施、⑶GAMの政治参加、⑷アチェの「自治」におけるイスラムの問題、⑸天然資源の利益分配などの経済的自治に関連する規定について紹介する。

⑴　自治政府

①　アチェ政府並びに県政府及び市政府の権限（第4章）

・アチェ政府並びに県政府及び市政府は、中央政府の権限に属する統治に関する問題を除き、すべての公共セクターにおける統治に関する問題を統制し、治める権限を有する（第7条第1項）。

・第1項にいう中央政府の権限に属する問題とは、国政の性格を有する問題、外交政策、国防（defense）、治安（security）、司法、金融、国家財政及び宗教セクターに関する問題、を指す（同条第2項）。

・第2項にいう中央政府の権限の行使は、以下の規定に従う（同条第3項）。

ａ）中央政府自らが行使する。

ｂ）アチェ並びに県及び市に対して、中央政府の権限の一部を譲渡する。

ｃ）中央政府又は中央機関の代表として、州知事に対して、中央政府の権限の一部を委任する。

ｄ）委任された任務の原則に基づき、アチェ政府、県政府及び市政府並びに村（gampong）に対して、事務の一部を譲渡する。

・中央政府によって作成されるアチェ政府に直接関係する国際協約の立案は、DPRA（Dewan Perwakilan Rakyat Aceh以下アチェ議会とする。）と協議し、DPRAの審議の上で、遂行される（第8条第1項）。

・国会によるアチェ政府に直接関係する立法計画は、DPRAと協議し、DPRAでの審議の上で、遂行される（同条第2項）。

・中央政府によって制定されるアチェ政府に直接関係する行政政策は、州知事と協議し、州知事の審議の上で、遂行される（同条第3項）。

・第1項、第2項及び第3項にいう協議及び審議のための手続に関する追加規定は、大統領決定により規定される（同条第4項）。

②　統治問題（第5章）

・中央政府は、アチェ並びに県及び市が行う問題に対する規範、基準及び手続並びに指揮監督について規定する（第11条第1項）。

・第1項にいう規範、基準及び手続は、第7条にいうアチェ政府並びに県政府及び市政府が有する権限を縮小しない（同条第2項）。

・第1項にいう監督権の行使は、中央政府が以下のように行う（同条第3項）。

ａ）中央政府自らが実行する。

ｂ）県及び市に対する監督権は、中央政府の代表として州知事に委任され、州知事が実行する。

③　アチェ政府並びに県政府及び市政府（第8章）

・アチェ政府は、アチェ政府の長である州知事が指導する。副知事がこれを補佐する（第39条第1項）。

・州知事は、中央政府の代表としての地位

にもある。中央政府の代表としての地位において、州知事は大統領に対して責任を負う（第40条第１項）。

・県政府又は市政府は、県政府又は市政府の長である県知事又は市長が指導する。副知事又は副市長がこれを補佐する（第41条第１項）。

・第40条にいう中央政府の代表としての地位において、州知事は、以下に掲げる事項を調整する任務及び権限を有する（第43条第１項）。

ａ）県政府及び市政府の行政の指導及び監視

ｂ）アチェ並びに県及び市における国の行政事項

ｃ）アチェ並びに県及び市における支援業務行政の指導及び監視

ｄ）アチェ行政における特別で固有の特性の指導

ｅ）アチェの各地域における安定的な発展に対する尽力及び保護

⑵　首長選挙（第10章）

・州知事及び副知事、県知事及び県副知事並びに市長及び副市長は、公平で公正な方法で実施される民主的で自由な秘密の選挙により、５年の任期で、２人１組のペアとして、住民により直接選ばれる（第65条第１項）。

・州知事及び副知事、県知事及び県副知事並びに市長及び副市長は、５年間在任し、１度に限り再任されることができる（同条第２項）。

・第65条第１項にいう州知事及び副知事、県知事及び県副知事並びに市長及び副市長の候補者のペアは、以下による（第67条第１項）。

ａ）政党[注37]又は政党連合

ｂ）地方政党又は地方政党連合

ｃ）政党及び地方政党の連合

ｄ）個人

・州知事及び副知事、県知事及び県副知事並びに市長及び副市長の候補者は、以下の要求を満たさなければならない（第67条第２項）。

ａ）インドネシア共和国の市民であること。

ｂ）自身の宗教の教義（syari’at）を実践していること。

ｃ）インドネシア共和国1945年憲法への忠誠を誓っていること。

ｄ）高等学校卒業又はそれに準ずる学歴を有すること。

ｅ）年齢が30歳以上であること。

ｆ）医師団による健康診断の結果、身体的にも精神的にも健康であり、麻薬及び薬物を服用していないこと。

ｇ）恩赦又は名誉回復を受けたクーデター犯又は政治犯を除き、永続的効力をもつ判決により、５年以上の拘禁刑に処せられた経験がないこと。

ｈ）永続的効力をもつ判決により、選挙権を剝奪されていないこと。

ｉ）不名誉な行為を犯していないこと。

ｊ）自身の居住地に精通し、自身の居住地においてよく知られている人物であること。

ｋ）個人資産リストを付託し、それを公開する意思があること。

ｌ）州知事、県知事又は市長の職に就いていないこと。

ｍ）国家財政に損失を与える個人としての、又は法人としての債務を負っていないこと。

⑶　地方政党（第11章）

・アチェの住民は、地方政党（local political party）を設立することができる（第75条第１項）。
・地方政党は、党員の30％以上が女性となるような形で、アチェに常住する21歳以上のインドネシア共和国の市民50人以上をもって設立され、構成される（第75条第２項）。
・地方政党の本部は、アチェの州都に住所を定める（同条第４項）。
・地方政党は、常設の事務所をもつ（同条第７項）。
・地方政党の方針は、建国５原則「パンチャシラ」（前述）及びインドネシア共和国1945年憲法に違反してはならない（第77条第１項）。
・地方政党は、アチェの人々の願望、宗教、伝統的慣習及び人生哲学を反映した一定の特性を有するものとする（同条第２項）。
・地方政党は、以下の権利を与えられる（第80条第１項）。
ａ）アチェ並びに県及び市から、同一の公平で公正な待遇を享受する。
ｂ）組織の内部問題について、独立した管理及び運営を行う。
ｃ）法律及び人権セクターにおける業務を管轄する官庁から、党の名称、紋章及びシンボルのコピーライトを得る。
ｄ）アチェ議会並びに県議会及び市議会（Dewan Perwakilan Rakyat Kabupaten/Kota以下DPRKとする。）の議員選出の選挙に参加する。
ｅ） DPRA及びDPRKの議員の選出に候補者を立候補させる。
ｆ） DPRA及びDPRKの議員に対する解職を要求する。
ｇ） DPRA及びDPRKの議員の一時的な交替を要求する。
ｈ）州知事及び州副知事の候補者、県知事及び県副知事の候補者並びに市長及び副市長の候補者のそれぞれのペアを指名する。
ｉ）他の地方政党又は全国政党（national political party）と関係を構築し、又は協力する。

⑷　イスラム法

①　イスラム法及びその履行（第17章）
・アチェにおけるイスラム教義（Islamic Syari'at）の履行は、信条（aquidah）、イスラム法（shari'ah）及び道徳（akhlak）によってなされる（第125条第１項）。
・第１項にいうイスラム教義とは、宗教上の行為、家族法（ahwal al-syakhshiyah）、民法（mu'amalah）、刑法（jinayah）、司法（qadha）、教育（tarbiyah）、イスラムへの改宗（dakwah）、イスラム教育の普及（syiar）及びイスラムの保護からなる（同条第２項）。
・第１項にいうイスラム教義の履行に関するさらなる規定は、アチェ条例（Aceh Qanun）で定める（同条第３項）。

②　イスラム法廷（第18章）
・アチェにおけるイスラム法裁判（Islamic Syari'at Judiciary）は、宗教問題の領域における国の司法制度の一部をなし、すべての党派による影響から独立したイスラム法廷において行われる（第128条第１項）。
・イスラム法廷（Islamic Court）は、イスラムを受入れているすべての人々に対する法廷であり、アチェに置かれる（同条第２項）。
・イスラム法廷は、イスラム法に基づく家族法、民法及び刑法の領域に関連する事件を、審査し、審判し、判決を下し、解

決するための権限が与えられる（同条第3項）。
・第3項にいう家族法、民法及び刑法の領域に関するさらなる規定は、アチェ条例で定める。（同条第4項）

(5) 経済的自立

① 経済（第22章）

・アチェ政府並びに県政府及び市政府は、それぞれの権限に従い、アチェの領土及び領海における天然資源を管理する（第156条第1項）
・第1項にいう管理とは、探索、開発及び採掘の形態でなされる事業に対する計画、実行、利用及び管理からなる（同条第2項）。
・第1項にいう天然資源とは、透明性及び持続性のある開発の原則を適用して遂行される、鉱物の採掘からなる鉱業部門、木炭、地熱、林業部門、農業、水産業及び海運業からなる（同条第3項）。
・第1項、第2項及び第3項の規定を履行する上で、アチェ政府は以下のことを実行できる（同条第4項）
ａ）地方政府所有事業体を設立する。
ｂ）国有事業体に出資する。
・第2項及び第3項にいう事業とは、国有事業体、地方所有事業体、共同事業体並びに地方、国及び外国の民間事業体によって運営される（同条第5項）。
・第4項及び第5項にいう規定の履行は、中央政府が規定する基準、規範及び手続を指針とする（同条第6項）。
・第2項及び第3項にいう事業の運営にあたり、地方の人材を関与させ、アチェに存在するその他の資源を利用する（同条第7項）。

② 財政（第24章）

・アチェ並びに県及び市の収入は、地方歳入及び融資からなる（第179条第1項）。
・第1項にいう地方歳入は、以下により供与される（同条第2項）。
ａ）地方本来の歳入
ｂ）財政均衡基金
ｃ）特別自治基金
ｄ）他の合法的歳入
・第179条第2項ｂ号にいう財政均衡は、以下からなる（第181条第1項）。
ａ）税収益分配基金
1） 土地及び建物税の90％
2） 土地及び建物取得税の90％
3） 所得税の20％
ｂ）利益分配基金は、炭化水素資源及びその他の天然資源による利益から供与される。
1） 森林資源の80％
2） 水産資源の80％
3） 広範囲にわたる鉱物資源の80％
4） 地熱資源の80％
5） 石油資源の15％
6） 天然ガス資源の30％
ｃ）一般分配基金
ｄ）特別分配基金
・第1項にいう財政均衡の配分は、法律の規定に従って行なわれる（同条第2項）。
・第1項ａ号にいう税収益分配基金に加えて、アチェ政府は、アチェ政府の収入として、石油及び天然ガスの付加の利益分配基金を受け取る（同条第3項）。
ａ）石油資源の55％
ｂ）天然ガス資源の40％

アチェにおける石油資源および天然ガス資源からの利益分配は、利益分配基金と特別分配基金を合わせて、それぞれ70％になる。

Ⅳ　アチェ自治政府

1　アチェ州首長選挙

2006年12月11日に実施されたアチェ州首長選挙において、州知事と副州知事にはGAM幹部のイルワンディ・ユスフ[注38]とSIRA（前述）代表のムハンマド・ナザル（Muhammad Nazar）[注39]が、投票総数2,012,370のうち768,745票（38.20％）を獲得し、当選を果たした[注40]。

注目すべきは、この両候補は、政党所属候補ではなく、「無所属候補」であったことである。同選挙の実施に際し、GAMの内部対立により地方政党の設立ができなかったからである。

なお、GAMの一部は、イスラム政党・全国政党である開発統一党（Partai Persatuan Pembangunan＝United Development Party以下PPPとする。）の首長候補を支持するに至った。PPP/GAMの候補者は、州知事選挙では、第2位の17.04％の得票率を獲得し、県知事・市長選挙では、全19の選挙において、8つの選挙（そのうちの1選挙はPPP単独候補による）で勝利を収めた[注41]。

2005年8月の和平合意調印により、GAMメンバーの政治参加が保障され、またGAMの武装解除は同年12月までに完了した。こうしたことを契機として、GAMの路線が、武力闘争から政治闘争へと移行したといえよう。この移行期において、GAM指導部の中で、スウェーデンに亡命していたGAM前首相（自称）のマリク・マハマド（Malik Mahmud）などの古参幹部とアチェで武力闘争を行っていた若手ゲリラ幹部との間で政治参加についての意見対立が生じてきた。

前記のように、アチェ統治法では、首長選挙への立候補において、全国政党所属だけではなく、地方政党所属または個人での立候補が認められた。

古参幹部は、地方政党設立による地方政党所属候補の擁立を主張し、一方、若手ゲリラ幹部は、個人での立候補を主張することになった[注42]。この背景には、古参幹部が、スウェーデン亡命組の古参幹部ザイニ・アブドゥラ（前述）の弟であるハスビ・アブドゥラ（Hasbi Abdullah）を地方政党の州知事候補に推したことがあった。実質的にアチェ紛争の戦闘部隊であった若手ゲリラ幹部から縁故主義的な決定であるとの批判が上がり、両者の間の溝を深めることになった。

そのため、地方政党の設立が実現せず、古参幹部は、PPPのフマム・ハミド（Humam Hamid）とハスビ・アブドゥラを州知事・州副知事候補に推す一方で、若手幹部は、AMMでのGAMの代表であったイルワンディ・ユスフと、SIRA代表のムハンマド・ナザルを候補に推すことになった。

このようなGAMの内部対立によって、イルワンディとナザルは、政党に所属しない「個人」の資格で立候補するに至ったのである。

2　今後の課題

2007年2月8日、アチェ州の州都バンダ・アチェにあるアチェ議会で、イルワンディ・ユスフ州知事とムハンマド・ナザル副州知事の就任式が行われた。今後は、両者が中心となる「アチェ自治政府」において、イスラム法の履行や経済的自立などの自治行政の展開、津波被害からの復興、和平の定着、人権の保障などの問題が注目されよう。しかし、以下に挙げるように、いくつかの課題もある[注43]。

第1は、アチェ統治法の早期改正の動向である。同法制定の際、現知事と現副知事は、ともに同法の早期改正の必要性を訴えていた。和平合意と同法の内容についての妥当性に関する論争が生じる可能性がある。

第2は、GAMの武力闘争から政治闘争への移行についての動向である。具体的には、GAM

が地方政党を設立するのか否かの問題となるが、前述したように、GAM 指導部の中で意見対立がある。

第 3 は、2009年に実施される地方議会選挙と国会議員選挙に向けての GAM の動向である。地方政党としてこれらの選挙に参加するのか否かが、GAM にとって重要な転機となるだけでなく、アチェにおける「自治」の進展や、国政の場[注44]への「地方政党」の進出に、大きな影響を与えることになる。

第 4 は、「政党法」（2002年法律第31号）[注45]および「国会議員総選挙法」（2003年法律第12号）[注46]の改正の問題である。両法の規定によれば、国会議員選挙には「全国政党」でなければ参加できないことになっている[注47]。なお、2007年 3 月14日にインドネシア内務省が選挙関連 3 法改正法案（政党法、国会議員総選挙法、大統領選挙法）を提出したが、政党法改正法案で、「全国政党」として認められるための基準が引上げられている[注48]。 3 月20日には、アチェ統治法の施行細則として「アチェの地方政党に関する政令」（2007年政令第20号）が公布された[注49]。

第 5 に、アチェ州に対して認められた「自治政府」の地位が、他の地方、とくに、前述したパプア州における分離独立運動や、キリスト教徒とイスラム教徒の対立が続くマルク州や中央スラウェシ州ポソ県などの宗教対立に及ぼす影響も看過できないであろう。

こうした問題点があることを踏まえても、紛争解決の事例として、また平和構築の進展に関して、中央政府とアチェ自治政府との関係維持や、アチェ自治政府の自治行政の展開が注目される。

注

＊インターネット情報はすべて2007年 3 月25日現在である。

⑴ Nanggroe はアチェ語で「国」、darussalam はアラビア語で「土地と平和」を意味する。

⑵ GAM（自由アチェ運動）は自称名であり、アチェ・スマトラ民族解放戦線（Aceh/Sumatra National Liberation Front＝ASNLF）が正式名である。GAM の設立宣言は、“Delagation of Independence of Aceh-Sumatra, December 4, 1976,” Aceh-Sumatra National Liberation Front（ASNLF）サイト＜http://www.asnlf.net/asnlf_int/politics/declaration41276ing.htm＞を参照。

⑶ 大小 1 万3700の島から構成される。面積約189万平方キロメートル（日本の約 5 倍）、現在の人口約 2 億2000万人。

⑷ 「 5 つの原則」の意。①唯一至高なる神（宗教は特定しない）、②公平で文化的な人道主義、③インドネシアの統一、④協議と代議制において叡智によって導かれる民主主義、⑤インドネシア全国民に対する社会的公正、の 5 項目をいう。

⑸ アチェ紛争については以下に揚げる文献が詳しい。

・井上治「インドネシアの分離独立運動―アチェとパプアの事例―」『アジア研究』Vol.47, No.4, 2001.10, pp.4-22.＜http://www.jaas.or.jp/pdf/47-4/4-22.pdf＞

・佐伯奈津子『アチェの声―戦争・日常・津波―』コモンズ，2005.

・TAPOL（南風島渉訳）『暗黒のアチェ―インドネシア軍による人権侵害―』コモンズ，2001.

・西芳実「アチェ紛争―ポスト・スハルト体制下の分離主義的運動の発展―」比較政治学会編『民族共存の条件』（比較政治学会年報第 3 号）早稲田大学出版会，2001，pp.103-121.

・西芳実「止められなかった紛争―1998年～2000年におけるアチェ紛争激化の展開と構造―」武内進一編『アジア・アフリカの武力紛争―共同研究会中間成果報告―』アジア経済研究所，2002，pp.159-175.＜http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Report/pdf/2001_03_06_07.pdf＞

⑹ “Keputusan Presiden Republik Indonesia

Nomor 43 Tahun 2003 Tentang Pengaturan Kegiatan Warga Asing, Lembaga Swadaya Masyarakat Dan Jurnals Di Provinsi Nanggroe Aceh Darussalam."インドネシア政府サイト<http://www.indonesia.go.id/produk_uu/produk2003/kp2003/kp43'03.htm>；"Presidential Decree of the Republic of Indonesia in the Capacity of Central Military Emergency Administrator Number 43, 2003 on Control of the Activities of Foreign Citizens, Non-Governmental Organizations and Journalists in the Province of Aceh." Acheh-Eye.org サイト<http://www.acheh-eye.org/data_files/english_format/indonesia_government/indogovt_decrees/indogovt_decrees_200306_16_43.html>

(7) "Keputusan Presiden Republik Indonesia Nomor 28 Tahun 2003 Tentang Pernyataan Perubahan Status Keadaan Bahaya Dengan Tingkatan Keadaan Darurat Militer Menjadi Keadaan Bahaya Dengan Tingkatan Keadaan Darurat Sipil Di Provinsi Nanggroe Aceh Darussalam."インドネシア政府サイト<http://www.indonesia.go.id/produk_uu/produk2003/kp2003/kp28'03.htm>；"Presidential Decree of the Republic of Indonesia Number 28, 2003 on Declaration of a State of Emergency at a Military Emergency Level in the Province of Aceh." Acheh-Eye.org サイト<http://www.acheh-eye.org/data_files/english_format/indonesia_government/indogovt_decrees/indogovt decrees_2003_05_18_28.html>

(8) "Keputusan Presiden Republik Indonesia Nomor 43 Tahun 2004 Tentang Pernyataan Keadaan Bahaya Dengan Tingkatan Keadaan Darurat Militer Di Provinsi Nanggroe Aceh Darussalam."インドネシア政府サイト<http://www.indonesia.go.id/produk_uu/produk2004/kp2004/kp43'04.htm>；"Decree of the President of the Republic of Indonesia Number 43, 2004 Concerning the Declaration of a Change in the Level of State of Danger in Nanggroe Aceh Darussalam Province from a State of Emergency to a State of Civil Emergency." Acheh-Eye.org サイト<http://www.acheh-eye.org/data_files/english_format/indonesia_government/indogovt_decrees/indogovt decrees_2004_05_18_43.html>

(9) それまでは、大統領は、国民協議会(国会および地方代表議会）による投票で選出されていた。

(10) "Peraturan President Republik Indonesia Nomor 38 Tahun 2005 Tentang Penghapusan Keadaan Bahaya Denga Tingkatan Keadaan Darurat Sipil Di Provinsi Nanggroe Aceh Darussalam."インドネシア政府サイト<http://www.indonesia.go.id/produk_uu/produk2005/Pepres2005/Perpres%2038-2005.doc>

(11) "Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 22 Tahun 1999 Tentang Pemerintahan Daerah."インドネシア政府サイト<http://www.indonesia.go.id/produk_uu/isi/produk_99/uu1999/uu-22-99.htm>；"Law Draft of the Republic of Indonesia Number 22 Year 1999 Regarding Regional Governance."Logolink Southeast Asia サイト<http://www.ipd.ph/logolinksea/resources/Law22_99_neluc.pdf>；Support for Decentralization Measures (SfDM)サイト<http://www.gtzsfdm.or.id/documents/laws_n_regs/laws/1999/Law22_99_neluc.pdf>

(12) "Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 25 Tahun 1999 Tentang Perimbangan Keuangan Antara Pemerintah Pusat Dan Daerah."インドネシア政府サイト<http://www.indonesia.go.id/produk_uu/isi/produk_99/uu1999/uu-25-99.html>；"Draft Law of the Republic of Indonesia Number 25 Year 1999 Concerning the Fiscal Balance between the Central Government and the Regions People's Consultative Assembly of the Republic of Indonesia." Logolink Southeast Asia

サイト＜http://www.ipd.ph/logolinksea/resources/Law25_99_n_eluc.pdf＞；SfDMサイト＜http://www.gtzsfdm.or.id/documents/laws_nregs/laws/1999/Law25_99_n_eluc.pdf＞

⑬ “Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 32 Tahun 2004 Tentang Pemerintahan Daerah,”インドネシア政府サイト＜http://www.indonesia.go.id/produk_uu/produk2004/uu2004/uu32'04.htm＞；“Law Draft of the Republic of Indonesia Number 32 Year 2004 Regarding Regional Administration.” Logolink Southeast Asiaサイト＜http://www.ipd.ph/logolinksea/resources/Law%2032%202004%20Regional%20Governance%20English.pdf＞；SfDMサイト＜http://www.gtzsfdm.or.id/documents/laws_n_regs/laws/2004/Law_32_2004_RegionalGovernanceEnglishVersion.pdf＞

⑭ “Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 33 Tahun 2004 Tentang Pemerintahan Daerah.”インドネシア政府サイト＜http://www.indonesia.go.id/produk_uu/produk2004/uu2004/uu33'04.htm＞；“Law on the Republic of Indonesia Number 33 Year 2004 Concerning Fiscal Balance between the Central Government and the Regional Government.” SfDMサイト＜http://www.gtzsfdm.or.id/documents/laws_n_regs/laws/2004/UU%2033 2004%20Dana%20Perimbangan_English.pdf＞

⑮ 岡本正明「再集権化するインドネシア―内務省による権限奪回とユドヨノ新政権の展望―」（日本外務省報告書）2005.3，pp.49-50.＜http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/1703indonesia8.pdf＞

⑯ “Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 18 Tahun 2001 Tentang Otonomi Khusus Bagi Provinsi Daerah Istimewa Axeh Sebagai Provinsi Nanggroe Aceh Darussalam.”インドネシア政府サイト＜http://www.indonesia.go.id/produk_uu/isi/uu2001/uu18'001.htm＞；“Law No.18/2001 Dated August 9, 2001 on Special Autonomy for the Province of Aceh Special Region as the Province of Nanggtoe Aceh Darussalam.” SfDMサイト＜http://www.gtzsfdm.or.id/documents/laws_nregs/laws/2001/Law18_2001.pdf＞．アチェ州特別自治法で、州の名称に、アチェ語で「国」を意味する「ナングロ」（Nanggroe）が付されることになった。

⑰ “Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 22 Tahun 2001 Tentang Otonomi Khusus Bagi Provinsi Papua.”インドネシア政府サイト＜http://www.indonesia.go.id/produk_uu/isi/uu2001/uu21'01.htm＞；“Bill of Law of the Republic of Indonesia No.21 Year 2001 on Special Autonomy for the Papua Province.” SfDMサイト＜http://www.gtzsfdm.or.id/documents/laws_n_regs/laws/2001/Law21_2001.pdf＞．パプア州特別自治法で、州の名称が、それまでのイリアン・ジャヤから、民族名の「パプア」（Papua）に変更された。

⑱ 遠藤聡「【短信：インドネシア】地方分権化と地方自治―アチェ州特別自治法に注目して―」『外国の立法』No.225，2005.8，p.210.＜http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/225/022517.pdf＞

⑲ アチェ州における被害は、死者12万8000人、行方不明者3万7000人、被災者100万人とされる。

⑳ 2004年9月にユドヨノ政権の副大統領となるカラ（Jusuf Kalla）とアハティサーリCMI代表によるスウェーデン亡命中のGAM指導部への接触は、同年2月から行われており、同年10月から本格的に始動していた。“Aceh: A New Chance for Peace,” Update Briefing, *Asian Briefing,* No.48, 2005.8.15, pp.1-6. International Crisis Group（ICG）サイト＜http://www.crisisgroup.org/library/documents/asia/indonesia/b48_aceh_now_for_the_hard_part.pdf＞

㉑ “Search for a peaceful solution with dignity for all, Statement by President Martti Ahtisaari on 29 January 2005.” Crisis Management Initiative（CMI）サイト＜http://www.cmi.fi/files/Aceh statement_january.pdf＞

(22) "Search for a peaceful solution with dignity for all, Statement by President Martti Ahtisaari on 22 February 2005 after the second round of informal meeting between the Government of Indonesia and the Free Aceh Movement."CMI サイト<http://www.cmi.fi/files/Aceh_statement_february.pdf>

(23) "Search for a peaceful solution with dignity for all, Statement by President Martti Ahtisaari on 16 April 2005 after the Third round of italks between the Government of Indonesia and the Free Aceh Movement."CMI サイト<http://www.cmi.fi/files/Aceh_statement_april.pdf>

(24) "Search for a peaceful solution with dignity for all, Statement by President Martti Ahtisaari on 31 May 2005 after the Fourth round of Talks between the Government of Indonesia and the Free Aceh Movement."CMI サイト<http://www.cmi.fi/files/Aceh_statement_may.pdf>

(25) "Joint Statement by the Government of Indonesia and the Free Aceh Movement (GAM), Helsinki, 17 July 2005."CMI サイト<http://www.cmi.fi/files/Aceh_statement_july.pdf>

(26) "Memorandum of Understanding between the Government of the Republic of Indonesia and the Free Aceh Movement."CMI サイト<http://www.cmi.fi/files/Aceh_MoU.pdf>；Aceh Monitoring Mission (AMM) サイト<http://www.aceh-mm.org/download/english/Helsinki%20MoU.pdf>

(27) アチェ監視団の組織・活動については、AMM サイト<http://www.aceh-mm.org/index.htm>；Pierre-Antonine and Giovanni Grevi, *The EU mission in Aceh: Implementing Peace* (Occasional Paper, No.61). Paris: The European Union Institution for Security Studies, 2005.12, The European Union Institution for Security Studies サイト<http://www.iss-eu.org/occasion/occ61.pdf>；*Building Peace in Aceh: Observations on the Work of the Aceh Monitoring Mission (AMM) and its Liaison with Local Civil Society*. Helsinki: Crisis Management Initiative, 2006, CMI サイト<http://www.cmi.fi/files/AMM_report.pdf>を参照。

(28) "Aceh: So Far, So Good," *Asian Briefing*, No.44, 2005.12.13, pp.2-3. ICG サイト<http://www.crisisgroup.org/library/documents/asia/indonesia/b044_aceh_so_far_so_good.pdf>

(29) "GAM excluded from drafting Aceh law," *Jakarta Post*, 2005.10.10. Jakarta Post サイト<http://www.thejakartapost.com/Archives/ArchivesDet2.asp?FileID=20051010.C05>

(30) "Aceh: Now for the Hard Part," *Asian Briefing*, No.48, 2006.3.29, pp.2-3. ICG サイト<http://www.crisisgroup.org/library/documents/asia/indonesia/b48_aceh_now_for_the_hard_part.pdf>

(31) *ibid*. pp.3-5.

(32) "General strike mars Aceh law's enactment," *Jakarta Post,* 2006.7.12. Jakarta Post サイト<http://www.thejakartapost.com/Archives/ArchivesDet2.asp?FileID=20060712.@02>

(33) "GAM wants Aceh government law revised to meet peace deal," *Jakarta Post*, 2006.8.3. Jakarta Post サイト<http://www.thejakartapost.com/Archives/ArchivesDet2.asp?FileID=20060803.G04>

(34) "GAM seeks Aceh law amendments," *Jakarta Post,* 2006.8.15. Jakarta Post サイト<http://www.thejakartapost.com/Archives/ArchivesDet2.asp?FileID=20060815.H02>

(35) "Undang Undang Republik Indonesia Nomor 11 Tahun 2006 Tentang Pemerintahan Aceh." Acheh-Eye.org サイト<http://www.acheh-eye.org/datafiles/bahasa_format/indo_gov_bhs/indgovtdecrees/indgovt_decrees_2006_08_01_11.pdfh>；"Law of the Republic of Indonesia Number 11 of the Year 2006 Regarding Governing of Aceh."同サイト<http://www.acheh-eye.org/data_files/english_format/indonesia_government/indogovtdecrees/indogovt_decrees_2006_08_01_11.pdf>

(36) 「アチェ統治法」の章立ては以下のとおりである。第1章：一般規定、第2章：アチェ地域及び特別地区の区分、第3章：都市地区、第4章：アチェ政府並びに県政府及び市政府の権限、第5章：政府の職務、第6章：行政執行者の形態、組織及び原則、第7章：アチェ議会（DPRA）並びに県議会及び市議会（DPRK）、第8章：アチェ政府並びに県政府及び市政府、第9章：選挙主催者、第10章：州知事及び州副知事、県知事及び県副知事並びに市長及び副市長の選挙、第11章：地方政党、第12章：国王（Wali Nanggroe）の慣習、第13章：固有の慣習、第14章：アチェ並びに県及び市の機構、第15章：郡（Mukim）及び村（Gampong）、第16章：雇用問題、第17章：イスラム法及びその履行、第18章：イスラム法廷、第19章：ウラマ（Ulama＝イスラム法学者）評議会、第20章：開発及び計画、第21章：通信及び情報、第22章：経済、第23章：人的資源、第24章：財政、第25章：インドネシア国軍、第26章：警察、第27章：法務長官、第28章：人口問題、第29条：土地問題、第30条：教育、第31条：文化、第32条：社会、第33条：健康、第34条：人権、第35条：条例（Qanun）、州知事並びに県知事及び市長の決定、第36条：旗、紋章及び歌、第37章：抗争解決の促進及び監督、第38条：その他の規定。第39条：移行規定、第40条：終則。

(37) ここでいう政党とは、後述するように、全国政党（national political party）を指す。

(38) イルワンディ・ユスフは、1960年、アチェ州に生まれた。2003年5月にインドネシア当局により逮捕され、同年11月から政治犯として拘禁される。2004年12月のスマトラ島沖地震・津波の際に脱獄し、後に特赦を受ける。

(39) ムハンムド・ナザルは、1973年、アチェ州に生まれた。1999年2月に、アチェの政治的独立を問う住民投票の実施を訴え、アチェ住民投票情報センターを設立した。

(40) "Irwandi named new Aceh governor," *Jakarta Post,* 2006.12.30. Jakarta Postサイト＜http://www.thejakartapost.com/Archives/Archives-Det2.asp?FileID＝20061230.@02＞

(41) "Aceh Pilkada Dynamics Update," 2006.12.5-22, pp.3-6, Acheh-Eye.orgサイト＜http://www.acheh-eye.org/data_files/english_format/aceh_election/election_media/elec_media2006_12_22.pdf＞．選挙結果の分析は、"Indonesia: How GAM Won in Aceh," Update Briefing, *Asian Briefing,* No.61, 2007.3.22, ICGサイト＜http://www.crisisgroup.org/library/documents/asia/indonesia/b61_indonesia_how_gam_won_in_aceh.pdf＞を参照。

(42) "Aceh's Local Election: The Role of the Free Aceh Movement (GAM)," Update Briefing, *Asian Briefing,* No.57, 2006.11.29, pp.4-6. ICGサイト＜http://www.crisisgroup.org/library/documents/asia/indonesia/b57_acehs_local_elections.pdf＞

(43) この点については、Ben Hillman, "Aceh's Rebels Turn to Ruling," *Far Eastern Economic Review,* Vol.170, No.1, 2007.Jan/Feb, pp.49-52を参照。

(44) 中央議会である国民協議会（MPR＝Majelis Permusyawaratan Rakyat＝People's Consultative Assembly）は、国会（DPR＝Dewan Perwakilan Rakyat＝People's Representive Council）および地方代表会議（DPD＝Dewan Perwakilan Daerah＝Regional Representatives Council）で構成される。現在は、国会議員（550人）、地方代表会議議員（128人）となっている。2001年と2002年の憲法改正により、国民協議会を構成する国会と地方代表会議は、国民または住民により直接選挙で選出されることになった。

(45) "Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 31 Thaun 2002 Tentang Partai Politik."インドネシア政府サイト＜http://www.indonesia.go.id/produk uu/isi/uu2002/uu31'02.htm＞．政党法の概要は、『アジア動向年報2003』アジア経済研究所, 2003, p.389；"General Elections," History, Embassy of the Republic of Indonesia, Bangkok-Thailand＜http://www.kbri-bangkok.com/about_indonesia/

history_06.html＞を参照。

(46) “Undang-Undang Republik Indonesia Nomor 12 Tahun 2003 Tentang Pemilihan Umum Anggota Dewan Perwakilan Rayat, Dewan Perwakilan Daerah, Dan Dewan Perwakilan Rakyat Daerah.” インドネシア政府サイト＜http://www.indonesia.go.id/produk_uu/produk2003/uu2003/uu12’03.htm＞；“Law of the Republic of Indonesia Number 12 Year 2003 Concerning General Elections for the Members of the People’s Representative Council, the Regional Representative Council, and the Regional People’s Representative Council.” Asian Law Centre サイト＜http://www.law.unimelb.edu.au/alc/assets/Law_No%2012_2003_elections.pdf＞

(47) 「政党法」では、以下のように、国会議員選挙には、全国政党でなければ参加できない規定がある。

・政党は、全国の州の50％以上、その州における県及び市の50％以上並びにその県及び市における郡の25％以上に、支部を置くこととする（第２章第２条第３項ｂ）。

「国会議員総選挙法」では、政党の選挙参加に関して、以下のような規定がある。

・政党は、以下に挙げる要件を満たした際に、選挙に参加することができる（第２章第７条）。

ａ）その実体が、政党法（2002年法律第31号）の下で認められていること。

ｂ）すべての州の３分の２以上の州において支部を置くこと。

ｃ）ｂ項に当てはまる州における県及び市の３分の２以上に支部を置くこと。

ｄ）ｃ項に当てはまる支部において、1,000人以上の党員を擁する、又は支部が所在する地域における住民の1000分の１以上の党員を擁することが、党員証によって立証されること。

ｅ）ｂ項及びｃ項に当てはまる支部は、常設の事務所を置くこと。

ｆ）政党名及びシンボルを届け出ていること。

なお、インドネシアには、33の州（含ジャカルタ首都特別州）がある。

(48) 「政党法改正法案」の主な規定は以下のとおりである。「政党は、100人以上の国会議員から構成され、執行部の30％以上が女性により構成され、50億ルピア以上の銀行預金を有し、全国33州のうちの66％以上の州、全国440市の75％以上及びすべての県の50％以上に支部を置かなければならない（１億ルピア＝約130万円）。」“Parties at odds over proposed election bills,” *Jakarta Post,* 2007.3.15, Jakarta Post サイト＜http://www.thejakartapost.com/yesterdaydetail.asp?fileid＝20070315.@01＞．現行の政党法第２章第２条第３項ｂの規定（前傾注(47)参照）と比較されたい。

(49) 「アチェの地方政党に関する政令」（2007年政令第20号、Government Regulation No.20/2007）は「アチェ統治法」の施行細則として、2007年３月16日にユドヨノ大統領の署名を経て成立し、３月20日に公布された。同政令により、アチェに設立される地方政党は、全国政党または他の地方政党との連合を結ぶことが可能となり、また地方政党の党員は、全国政党との二重党籍が認められた。すなわち、アチェの地方政党の党員が全国政党の党員として国政選挙への立候補が可能となった。“Summary of Government regulation on Acehnese local political parties,” 2007.3.24. Acehkita.com サイト＜http://www.acehkita.com/?dir＝news&file＝detail&id＝1709＞；“Aceh’s Local parties Establishment Provisions Issued,” Tempo interactive, 2007.3.21. Tenpointeractive サイト＜http://www.tempointeraktif.com/hg/nasional/2007/03/21/brk,20070321-95970,uk.html＞

（**えんどう　さとし**・海外立法情報課非常勤調査員）